

旭川市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、福祉有償運送の審査等の実施管理に当たり、以下に掲げる事項について確認するものとする。

（運送主体）

- 1 運送の主体は、財団法人・社団法人、農業協働組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、特定非営利活動法人等の営利を目的としない法人であり、当該団体を証明する書面をもって確認する。

（運送の対象）

- 2 対象となる旅客は、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、名簿に記載されている者及びその付添人とし、名簿に登録する場合は当該事項を証明する書面の確認等によるものとする。書面の確認等については、次の（１）から（３）のとおり運送主体が行うものとし、協議会は、運送主体からの説明を受けるものとする。これによりがたい（４）の場合は、事務局において確認等を行い、協議会に報告する。

（１）身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者の判断は、運送主体が、会員を登録する場合に、身体障害者手帳を確認する。１８歳未満で身体障害者手帳を持つ者も同様とする。

（２）介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者の判断は、運送主体が、会員を登録する場合に、介護保険被保険者証を確認する。

（３）介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者の判断は、運送主体が、会員登録する場合に、介護保険被保険者証を確認する。

（４）その他肢体不自由、内部障害、その他の障害を有する者の判断は、障害を挙証する書類がある場合は、移動困難申出書（様式第１号）に当該書類を添付し、事務局で判断し、協議会に報告する。

障害を挙証する書類がない場合は、事務局が医師等と相談し、協議会に報告する。

知的障害者の判断は、運送主体が療育手帳を確認する。療育手帳の確認が困難な場合は、事務局が医師等と相談し、協議会に報告する。

ただし、精神障害者の判断は、運送主体が精神障害者福祉手帳もしくは精神障害を事由とする年金や特別障害給付金の受給を確認する。

（運送の形態）

- 3 旅客の発地及び着地のいずれかが本市内の区域内にあることとする。

（使用車両）

- 4 使用車両は、乗車定員が１１人未満である次の車両であり、自動車検査証で確認するものとし、（１）から（４）までは、写真で確認を行うものとする。

（１）寝台車（車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車）

（２）車いす車（車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な車であってスロープ又はリフト付きの自動車）

（３）兼用車（ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車）

（４）回転シート車（回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車）

（５）セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

(使用権限)

5 使用する車両は、運送主体が使用権限を有するものとし、自動車検査証で確認する。

運転者から提供された自家用自動車を使用する場合には、運送主体と提供者との当該車両の使用に関する契約についての書面で確認する。

(運転者の要件)

6 運転者は、普通自動車第2種免許保持者かつその効力が停止されていない者、又は普通自動車第1種免許保持者の場合は、その効力が過去2年以内において停止されていない者で、次のいずれかの要件を備えている者とし、当該運転者の講習の受講状況等を確認する。

(1) 福祉車両の自動車を使用する場合は、次のいずれかの要件を備えているものとする。

①国土交通大臣が認定する講習を修了していること

②①に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

(2) 福祉車両以外の自動車を使用する場合は、上記の①又は②を条件とし、さらに、次のいずれかの要件を備えているものとする。

①社会福祉士及び介護福祉士の登録を受けていること

②国土交通大臣が認定する講習を修了していること

③その他前号に掲げる条件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

(損害賠償措置)

7 対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険に加入していること、保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと、及び自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこととし、自動車保険証券により確認する。

(運送の対価等)

8 当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、地域の特性などを勘案して定めるものとし、運賃及び料金一覧表により確認する。

(運行管理体制)

9 運行管理責任者の選任、点呼・報告・指示・記録等に係る指揮命令系統、整備管理責任者の選任、事故発生時の対応に係る責任者の選任及びその他連絡体制の整備並びに苦情処理体制の整備を確認する。事故防止及び安全確保については、必要な研修等の計画を確認する。

(法令遵守)

10 登録の申請を受けようとする者が、次のいずれかに該当していないことについては、団体役員の宣誓書により確認する。

①申請者が1年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。

②申請者が法第79条の12の規定（業務の停止及び登録の取消し）による登録の取消しの日から2年を経過していない者であるとき。

③申請者が未成年者又は成年被後見人である場合で、その法定代理人が①又は②に該当している者であるとき。

④申請者が法人である場合で、その法人役員が上記①から③からいずれかに該当している者であるとき。

⑤運営協議会における協議が調っていない者であるとき。

⑥道路運送法施行規則第51条の9に定める必要な措置を講じていない者であるとき。

変更登録を受ける場合は、上記の⑤又は⑥に該当していないこと。

(審査)

11 申請団体の審査は、申請団体要件確認表（様式第2号）により行うものとする。